

五島市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月1日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

30五監第510号

平成31年3月1日

五島市議会議長 谷川 等 様

五島市長 野口 市太郎 様

五島市教育長 藤田 清人 様

五島市選挙管理委員会委員長 川村 久治 様

五島市農業委員会会長 山田 勝久 様

五島市監査委員 橋本 平馬

五島市監査委員 神之浦 伊佐男

#### 平成30年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記の課等について定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

#### 記

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課）

市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課

生活環境課） 農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課）

会計課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 学校給食センター

文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 小中学校

教育委員会分室 選挙管理委員会事務局（分室を含む。）

農業委員会事務局（分室を含む。）

平成 30 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書  
(後 期)

平成 31 年 3 月 1 日 報 告

五 島 市 監 査 委 員

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の結果	2
	1 総括	2
	2 指摘事項等	2
第8	年間総括	7
資料	監査結果の区分	9

## 第1 監査の種類 定期監査

## 第2 監査の目的

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかの主眼をおき、行うものである。

## 第3 監査の対象

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課） 市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課 生活環境課） 農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課） 会計課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 学校給食センター 文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 小中学校 教育委員会分室 選挙管理委員会事務局（分室を含む。） 農業委員会事務局（分室を含む。）

## 第4 監査の範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、財産管理に関する事務及び過去の指摘事項等に対する改善状況等については、平成30年度も監査の対象とした。

なお、監査を効果的に実施するため重点項目を次のとおり設定した。

### 【監査の重点項目】

- (1) 収入に関する事務の執行（市税を除く。）
- (2) 支出に関する事務の執行（食糧費及び委託料に限る。）
- (3) 財産管理に関する事務の執行（備品に限る。）
- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

## 第5 監査の期間

平成30年11月19日から平成31年2月6日まで

## 第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、財産管理に関する事務について、現地に赴き、その適否を監査した。

## 第7 監査の結果

### 1 総括

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次の指摘事項等のとおり改善又は是正すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

### 2 指摘事項等

#### (1) 収入に関する事務について

##### <指導事項>

- ① 財産売払収入の貸付牛（特別導入型事業）について、納期限までに納付されていないものが見受けられた。また、五島市家畜特別導入型事業規則（平成16年五島市規則第153号）に定める肉用繁殖雌牛貸付・譲渡契約書第9条において、譲渡対価を指定する期日までに納付しないときは、延滞金を徴収することができることとされているにもかかわらず、延滞金を徴収していなかった。関係法令に基づき、適正な事務処理を行われたい。

（農業振興課）

- ② 公民館使用料については、五島市公民館条例（平成16年五島市条例第224号）第9条第2項において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない」と規定されているが、利用後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

（奈留支所）

- ③ 勤労福祉センターにおいて、働く婦人の家及び勤労青少年ホームが主催講座を開催している。この講座に係る材料費は、講座受講生から徴収して賄っているが、市が主催する講座であるならば、徴収した材料費は市の会計において収入し、講座に係る費用は市の会計から支出すべきである。

（勤労福祉センター）

##### <意見>

- ① 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る督促手数料については、収入時に調定を行う、いわゆる事後調定が行われている。督促手数料の調定については、督促状発付時に債権額が確定するので督促状発付時に調定するとされている見解、及び督促状の効力

は滞納者への到達によって生ずるとされている見解がある。この債権の確定については、到達主義によるべきと解するが、いずれの見解を採ったとしても、収入の調定は、調定することが可能となった時点で行うことが原則であることから、一律、事後調定とするのではなく、督促状を発付し督促手数料の債権が確定した時点での調定について検討されたい。

また、督促手数料が事後調定されている結果、納付された金額だけが調定されているため、納付されない督促手数料については、実際に発生し、又は消滅した債権の金額が決算上明らかになっていない状況である。事後調定を継続するのであれば、少なくとも毎年度、発生し、又は消滅した督促手数料の金額及び徴収状況を決算上明らかにし、適正な債権管理を行われたい。

(税務課 長寿介護課 国保健康政策課)

- ② 保育所入所負担金、児童扶養手当返還金、生活保護法第 63 条による費用返還金、生活保護法第 78 条による費用徴収金、生活保護費返還金、奨学資金貸付金、老人保健第三者納付金及び国民健康保険事業特別会計の第三者行為による損害賠償金については、過年度分に多額の未収金があるので、収入の確保と市民負担の公平性の観点から縮減に努められたい。

なお、一部債権の滞納整理事務については、督促や催促を文書の送付のみにとどめるなど、事務が形骸化し、十分な取組とはいえないと判断される事例が見受けられた。債権の回収については、時効を迎えるまでは最善の努力を尽くすべきである。また、市が保有する債権については、その性質や内容は様々であり、適用となる法令等は多岐にわたっているので、法令等に習熟し、適正な債権管理を行うとともに、未収金の早期解消に向けてより効果的な取組に一層努力されたい。

(社会福祉課 国保健康政策課 教育委員会総務課)

## (2) 支出に関する事務について

### ア 食糧費について

#### <指導事項>

1 件が 2 万円を超える食糧費の使用の決定は部長の専決事項であるが、課長専決で処理しているものが見受けられた。五島市事務決裁規程(平成 16 年五島市訓令第 2 号)の定めるところにより適正に処理されたい。

(国保健康政策課 農林整備課)

## イ 委託料について

### <指導事項>

- ① 委託契約において、前金払の必要性について十分な検討がなされずに委託料を前金払により支出しているものが見受けられた。また、前金払により支出した契約の一部においては、委託料の減額に伴い返還が生じていた。

地方公共団体が締結する契約については、相手方の義務履行後又は給付すべき時期の到来後に代金を支払うのが原則とされており、前金払ができる経費を定めた地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 163 条及び五島市財務規則（平成 16 年五島市規則第 43 号。以下「財務規則」という。）第 66 条に該当する場合に限り、前金払により支出することが認められている。

したがって、支出の特例である前金払は、前金払としなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなもののみ適用すべきものであり、安易に適用するのではなく、委託する事業の内容に応じてその必要性、率及び支払時期を十分に検討し、適正に処理されたい。

（政策企画課 社会福祉課 国保健康政策課 農林整備課 三井楽支所 学校教育課）

- ② 契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除しているもの及び契約保証金の免除に係る財務規則の適用条項が適切でないものが見受けられた。契約保証金は関係法令等に定める適切な理由により免除することとなっているので、その旨を起案文書に明記されたい。

（農業振興課 富江支所 岐宿支所 奈留支所 教育委員会総務課 生涯学習課）

- ③ 随意契約の根拠条項が適切でないもの及び契約の相手方が特定されるという理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、複数の者から見積りを徴取しているものが見受けられた。

随意契約は、自治令、財務規則及び市の随意契約ガイドラインの規定に該当する場合にのみ行うべきであるから、随意契約の方法による契約が適当であるかどうかの検討をしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。

（富江支所 教育委員会総務課）

- ④ 庁舎昇降機保守点検業務委託において、財務規則第 88 条に規定する予定価格調書作成の省略事由に該当しないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

(財政課)

<意見>

- ① 随意契約を締結する場合において、財務規則第 93 条第 1 項第 3 号の規定により契約保証金を免除する場合には、競争入札参加者資格の有無及び地方公共団体等との契約実績を確認する必要があるが、契約締結伺いにこれらを確認した旨の記載又は資料の添付がされていない。契約保証金は、契約の相手方の契約上の義務履行を確保し、当該義務の履行を怠る場合に被る損害の補填を容易にするため、契約締結時に契約の相手方から徴する保証金であるから、契約締結伺いに契約実績等の資料を添付するなどにより、契約保証金の免除について適正な運用を確保されたい。
- ② 委託契約において、相手方が特定されるという理由で、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結しているものが見受けられる。その選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、特命随意契約（1 者随契）によらざるを得ない業務であるかを検証するなど、積極的な見直しに取り組まされたい。さらに、見積徴取伺いにおいては、相手方が特定される理由を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

(3) 財産管理に関する事務について

<指導事項>

- ① 使用していない備品及び今後使用見込みのない備品が存在していたので、移管等により有効活用を図られたい。また、故障等により使用不能な備品については、速やかに処分されたい。  
(社会福祉課 奈留支所 学校給食センター 勤労福祉センター)
- ② 廃棄処分した備品が備品台帳に登録されたままになっていた。また、備品台帳に登録されていない備品が存在していた。備品の廃棄及び取得に際しては、備品台帳の整備漏れがないよう徹底されたい。  
(長寿介護課 選挙管理委員会事務局)
- ③ 玉之浦へき地保育所の遊具の一部に腐食等が見受けられた。遊具については、定期的に安全性を確認し、不備が見つかった場合には速やかに必要な対策を講じられたい。  
(社会福祉課)

- ④ 学校教育課が一括購入し各学校に配付したプロジェクターが、未使用のまま保管されていた。備品の購入に当たっては、備品の必要性や必要数について十分検討されたい。また、活用していない備品については、移管等により有効活用を図られたい。

(奈留小中学校)

- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等  
特に指摘する事項等はなかった。

※指摘事項、指導事項、意見の区分については、9頁の「監査結果の区分」を参照されたい。

## 第8 年間総括

平成30年度の定期監査については、監査対象機関のすべてに対し前期と後期に分けて実施した。監査結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

	指摘事項	指導事項	意見	合計
前期	2件	6件	2件	10件
後期	0件	12件	4件	16件
合計	2件	18件	6件	26件

収入事務については、過年度分の未収金が多額であるので、滞納整理に向けて積極的に取り組まれるとともに、関係法令の規定に基づき適正な債権管理を行われたい。

支出事務の食糧費については、おおむね適正に支出がなされていたが、食糧費は税金をもって賄われていることを十分認識し、今後とも適正な予算執行に努められたい。また、委託料については、随意契約の適用、前金払の支出、契約保証金の免除など改善すべき事項があるので、関係法令に基づき適正な事務の執行に努められたい。

備品の管理については、会計課による備品管理に係るヒアリングが実施されたことにより、おおむね適正な管理が行われていた。市有財産は市民から託された大切な財産であることを常に念頭に置き、引き続き適正な管理に努められたい。

なお、監査結果については、情報を共有し、各所属部署において再度指導徹底を図られたい。

### 内部統制体制の整備について

平成29年自治法改正において制度化された内部統制体制の整備については、内部統制体制を構築する目的が事前又は事後にリスクをコントロールすることにあるのに対して、監査制度の目的は予算執行を事後的にチェックすることにある。したがって、内部統制体制が十分に整備され的確に運用されていれば、予算の不適正な執行が行われる可能性自体が格段に減少し、監査委員はそのことを前提にしてよりリスクの高い箇所を中心に監査を行うことが可能となり、監査の実効性も高まることが期待されている。

本市においては、過去5年間の定期監査における指摘・指導事項は118件あり、指摘・指導事項とするまでには至らない軽微な事項については、事情聴取等で指導している。また、例月現金出納検査における指摘要望事項は、過去5年間で25件あり、会計管理者に提出された不適切な会計事務に係る顛末書は、平成29年度

で82件、平成30年度においても12月末時点で64件にのぼり、不適切な事務処理がなくなる状況である。

このような状況において、今回の自治法改正に伴う内部統制体制の整備は、不適切な財務会計事務処理に対して有効であり、本市は努力義務にとどまるものの、既に多数の地方公共団体において整備され、あるいは整備が必要と考えられている。地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会から示された「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」は、財務事務執行リスクのみを対象としていることから、その整備に向けて検討されたい。

## 資料

### 監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「指導事項」「意見」の3つに区分して行う。その取扱基準は、次のとおりとする。

#### (1) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指摘するもの

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意志決定が適切になされていないもの
- ③予算を目的外に支出しているもの
- ④収入確保に適切な措置を要するもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

#### (2) 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

#### (3) 意見（地方自治法第199条第10項）

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②市の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの